

お知らせ⑤

振り込め詐欺急増中！振り込む前に、ご家族や金融機関などにご相談ください。

お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員などになりすましお金を振り込ませる詐欺、上場して必ず儲かるなどといって勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといってATMコーナーに行かせてお金を振り込ませる詐欺が急増しています。

このような被害に遭われないよう十分ご注意ください。

※振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る、「振り込め詐欺救済法」が施行されています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

ちょっと待って！詐欺かも？振り込む前に確認を！

電話での相談は ☎ #9110 (警察相談専用電話)、 ☎ 188 (消費者ホットライン) へ

振り込め詐欺のキーワードはこれ！

かかってきた電話で、次のような言葉がでてきたら、ほぼ間違いなく振り込め詐欺です！

- 携帯電話をなくした、番号が変わった。
- 風邪をひいた、のどの調子が悪い。
- カバンを無くした。
- 会社の金を使いこんだ。株で失敗した。
- お金を代わりにの者が取りに行くから渡してほしい。

連絡がとれるまで絶対にお金をすぐに振り込まない。あわてず、落ちついて関係者やお子さんの勤め先、警察などと連絡をとり、事実を確認する。

還付金等詐欺や未公開株勧誘詐欺

こんな言葉にご注意！

- 「年金の還付がある」
- 「医療費が戻る、税金の還付がある」
- 「未公開株で必ず儲かる」
- 「あとで必ず高く買い取ります」
- 「あなただけ特別に紹介する」

少しでも怪しいと思ったら・・・

- ご家族、最寄の警察署へ相談
- 未公開株通報専用センター ☎ 0120-344-9999 (受付時間 平日 9:00~11:30 12:30~17:00)

被害防止のためATMコーナーでの携帯電話はご遠慮ください。

警察等の指導により、被害防止のため、ATMコーナーでの携帯電話のご使用をご遠慮いただいております。



ATMコーナーで携帯電話をご使用のお客さまには、犯罪被害防止の観点から、お声をかけさせていただくことがあります。

定期預金の満期日前解約や通帳・証書の喪失時の手続をされる際には、「証明資料」を拝見、またはご提出をお願いすることがあります。

当金庫では大切なご預金をお守りするため、厳格な確認手続をお願いする場合があります。以下のお取引では「証明資料」を拝見、またはご提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願い申し上げます。また、盗難通帳による被害防止のため、窓口での通帳によるお引き出しの際は、ご本人確認資料の提示等をお願いすることがあります。

〔証明資料を拝見、またはご提出していただくお取引〕

1. 通帳・証書、お届け印等の喪失届
右記の「ご本人を確認する証明資料」から、喪失に係るご預金等の残高に応じた証明資料を拝見させていただきます。
2. 住所変更届、お届け印変更届等各種変更届
ご変更の内容により、右記の「ご本人を確認する証明資料」を拝見、または「ご変更の事実を確認する証明資料」のご提出をお願い申し上げます。
3. 定期預金等の満期日前のご解約
右記の「ご本人を確認する証明資料」を拝見させていただきます。このほか、ご解約理由等をおたずねすることがございます。

〔拝見、またはご提出していただく証明資料〕

1. ご本人を確認する証明資料

- 運転免許証、運転経歴証明書 ● 住民基本台帳カード(写真付のもの)
- 各種健康保険被保険者証 ● 旅券(パスポート) ● 各種年金手帳
- 各種福祉手帳 ● 在留カード 等

2. ご変更の事実を確認する証明資料

- 戸籍謄(抄)本(戸籍の附票の写しが添付されているもの) ● 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書 ● 印鑑登録証明書 ● 登記事項証明書 等

(お願い) 証明資料を拝見させていただく場合、写しをとる、資料番号等を控えさせていただくことがあります。

インターネットバンキングの不正利用被害にご注意ください。

昨今、フィッシング詐欺やスパイウェア等により、インターネットバンキングの不正利用被害が多発しています。お客さまにおかれましても十分ご注意ください。

《主な不正利用の例》

- 利用者に金融機関等を装ったメールを送りつけ、偽サイトへ誘導したうえ、ID やパスワードを入力させて情報を盗む。(フィッシング詐欺)
- パソコンをウイルスに感染させ、パスワードなどを盗み出し不正送金する。(スパイウェアやウイルス)

被害に遭わないため、以下の対策をお願いします。

1. 基本ソフト(OS)やWebブラウザ等を最新版に更新してください。
2. 当金庫推奨環境のパソコンをご利用ください。また、サポート期間が終了したソフトやWebブラウザ等(Windows XP など)は使わないでください。
3. ウィルス対策ソフトを導入し、最新版にアップデートしてください。
4. ログインパスワードを定期的に変更してください。
5. ご利用限度額を必要な範囲内で、できるだけ低く設定してください。
6. お客様カード、ご契約者ID(利用者番号)やログインパスワードは、パソコンに保存しないで厳重に管理してください。また、不審なログイン履歴や身に覚えのない取引履歴がないか定期的に確認してください。等
(詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。)

反社会的勢力に対する基本方針

私ども小浜信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融機関では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との取引をいっさいお断りしております。

金融機関では、反社会的勢力との取引の停止や解約(以下「解約等」といいます。)に関する規定を、各種契約書や取引規定に盛り込むことといたしました。

- 預貯金口座の開設時や融資契約の締結時など各種取引のお申込の際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確認していただきます。
- 万が一、表明し確認いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

金融機関では、平成19年6月に公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)にもとづき、警察庁、金融庁などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しておりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に従い誠実かつ公正な業務運営を遂行します。また、「お客様や会員の信頼・満足度を向上させるとともに、地域社会への貢献や地域における存在意義の向上に努める。」との経営の基本方針に則り、顧客保護および利便性の向上を図るため次の事項を遵守し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に努めます。

1. 当金庫は、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取組みを行います。
2. 当金庫は、お客様への説明を要する取引や金融商品について、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご相談や苦情等について、公正・迅速かつ誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。
4. 当金庫は、お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供等を行いません。また、お客様の情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい・滅失等の防止のため、お客様の情報の安全管理措置を講じます。
5. 当金庫が行う業務を第三者(当金庫の子会社を含む外部業者)に委託するにあたって、お客様の情報管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
6. 当金庫は、お客様との取引において、お客様の利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理に努めます。